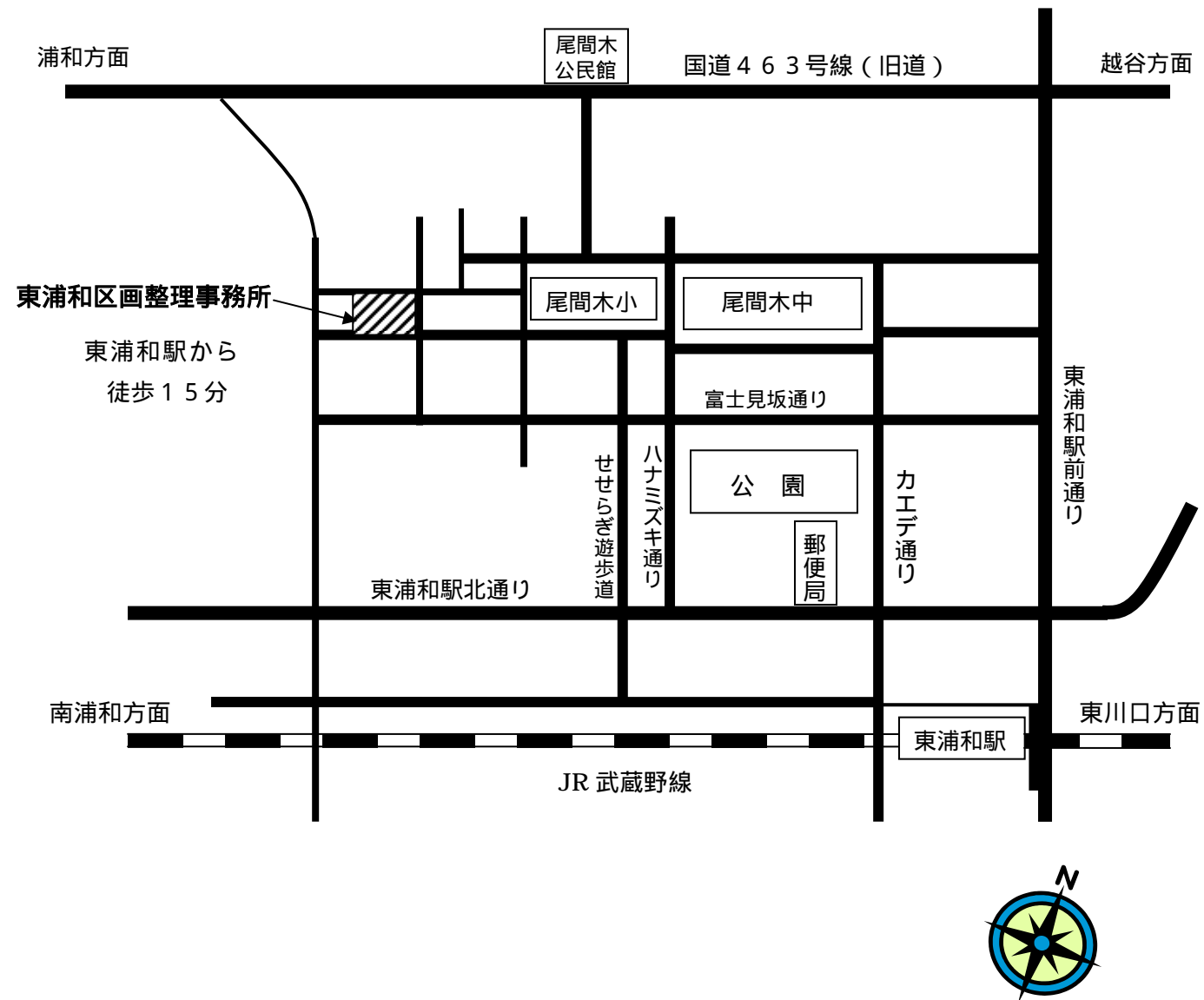


・事務所までの案内図



東浦和第二地区

みんなでまちづくり

第14号 2006.9
(平成18年)

さいたま市 都市局 都市整備部
東浦和区画整理事務所

- ・平成17年度事業報告
- ・平成18年度事業概要
- ・事務所組織図

緑ゆたかな安全で安心なまちづくり

(お問合せ先) さいたま市 東浦和区画整理事務所
〒336-0926
さいたま市緑区東浦和8丁目19番地1
電話 048(873)0053

初秋の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より東浦和第二区画整理事業につきましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。平成17年度につきましては情報誌「みんなでまちづくり」を発行できなかったことを、ここでお詫び申し上げます。

平成17年度事業報告

当地区はすでに住宅が密集しており全地区を一括で仮換地指定(注1)することが困難な状況となっています。そこで当事務所としては事業をより円滑に進める為に5回程度に分けて仮換地指定を行いたいと考えております。平成17年度においては地区面積の約20%の地域の方に仮換地指定を行い通知書を郵送させて頂きました。

その他の事業といたしましては、埋蔵文化財発掘調査、仮換地指定箇所の仮杭打ち移転補償、立竹木伐採、第二産業道路東側の盛土等を行ないました。



- 17年度に仮換地指定を行った地区
- 18年度に仮換地指定を予定している地区

平成18年度事業概要

18年度も前年に引き続き20%の地区に対して仮換地指定を行ないます。また、仮換地指定を行った地区につきましては現地に境界の木杭(仮の杭)を打ち表示をします。その時はよろしくお願いいたします。

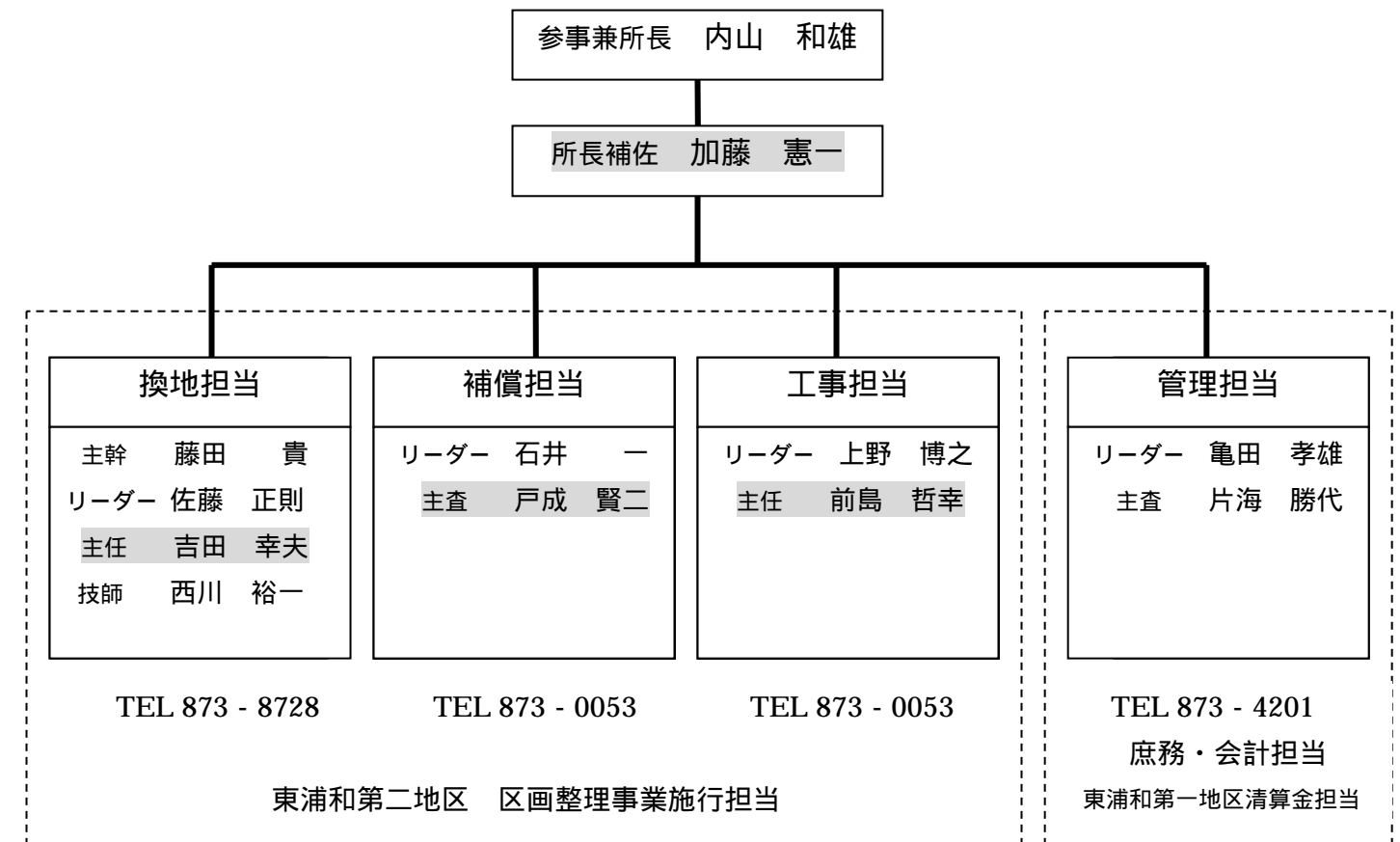
移転補償、第二産業道路沿いの盛土造成工事も東側、西側について現在施工中でございます。

また、中丸の一部において雨水管、上水道、側溝工事を行ないます。

注1

「仮換地指定」とは、現在の土地に代えて、区画整理事業により新たに施行者から土地(仮換地)を指定されることです。仮換地が指定されると、その土地が皆様方の土地として、道路等の工事が完了して使用可能になりましたら、その土地を使うことができます。同時に現在の土地は使用することが出来なくなります。また、現在の土地と新たに指定された土地(仮換地)が同位置の場合は、そのまま現在の土地を使用していただくことになります。

事務所組織



当事務所も4月に人事異動がありましたので紹介させていただきます。岡田、後藤、松岡、石井史郎の4人が事務所を離任し、新しく所長補佐・加藤、主査・戸成、主任・前島、主任・吉田が着任しました、今後ともよろしくお願いいたします。 網掛けは4月着任者